

移動等円滑化取組計画書

2022年 6月30日

住 所	〒110-8614 東京都台東区東上野 3-19-6
事業者名	東京地下鉄株式会社
代表者名	代表取締役社長 山村 明義

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

①バリアフリー設備整備

エレベーターによる1ルート整備率 100%実現に向けて取り組むことに加え、病院に近い駅への複数ルート整備を検討するほか、乗換ルートの整備を推進する。

ホームと車両床面の段差の低減・隙間縮小を推進する。

②ホームドアの整備

2025年度までに全路線全駅への整備の完了を目指す。

③新型車両の導入

2025年度までに5路線（丸ノ内線、日比谷線、有楽町線・副都心線、半蔵門線）において1編成中の全車両にフリースペースが整備された新型車両を導入。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①駅社員による教育・対応関係

「声かけ・サポート」運動の実施

各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成

全駅社員のサービス介助士資格取得

バリアフリーに関する研修等の実施 等

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター	【2022年度整備予定】 東池袋駅、茅場町駅
ホームドア整備	【日比谷線】六本木駅、神谷町駅、茅場町駅、八丁堀駅、霞ヶ関駅、日比谷駅、銀座駅、東銀座駅、【東西線】西葛西駅
段差・隙間解消	【日比谷線】六本木駅、神谷町駅、
自社保有車両	新型車両導入 (丸ノ内線5編成、有楽町・副都心線3編成、半蔵門線5編成) ※いずれも、1編成中の全車両にフリースペースを設置し、移動等円滑化基準を満たすものである。

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
多様な手段による 情報提供	・ダイヤ乱れ等運行情報のお知らせについてディスプレイを使用した文字等による情報提供の継続実施 ・聴覚障がい者への筆談器具によるご案内の継続実施

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「見守る目」の強化	「声かけ・サポート」運動の実施 各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成 ホームドア設置工事中における開固定状態の駅での音声案内装置及び警備員の増配置
アプリの活用	「お客様ご案内用アプリ（社員用）」を活用したご案内の実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	駅構内のバリアフリー情報を分かりやすくお届けする Web サービス「スムーズメトロ」での情報提供

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修・教育関係	全駅社員を対象としたバリアフリー研修を定期的を実施 全駅社員のサービス介助士資格取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	ホームページへの「バリアフリー設備」掲出により、バリアフリー経路や設備に関するご案内の継続実施
啓発活動	当社ホームページでのホームと車両床面の段差・隙間縮小の整備状況に関する情報公開

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回本社社員を対象としたバリアフリー研修を実施</li> </ul>
--

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
変更なし	変更なし	

#### V 計画書の公表方法

・ホームページによる公表
--------------

#### VI その他計画に関連する事項

Iに記載の事項は、「東京メトロプラン2021（中期経営計画）」の事業に基づき一部を記載しており、以降の項目についても「2020年度（第17期）事業計画」の事業に基づくものである。
---

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。